資料4－1 被災者に対する経済・生活面の支援制度（市町村窓口分）

1 災害弔慰金

支給の種類	給付
支援の内容	1　災害により死亡された遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給する。 2　災害弔慰金の支給額は以下のとおりとする。 ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 ※ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、災害傷害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
活用できる方	1　災害により死亡した者（幕別町に住民登録のある者、外国人登録がある者）の遺族。 2　支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母とする。
問い合わせ先	民生部福祉課　（保健福祉センター　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

2 災害障害見舞金

支給の種類	給付
支援の内容	1　災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき支給する。 2　災害障害見舞金の支給額は次のとおりとする。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円
活用できる方	1　災害により以下のような重度の障害を受けた場合 ア　両目が失明した場合 イ　租借（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 オ　両上肢をひじ関節以上で失った人 カ　両上肢の用を全廃した人 キ　両下肢をひざ関節以上で失った人 ク　両下肢の用を全廃した人 ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
問い合わせ先	民生部福祉課　（保健福祉センター　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

３ 災害援護資金

<table>
<tr><td>支給の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>１　災害による負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき支給する。
２　貸付限度額等は次のとおりです。
・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合
ア　当該負傷のみ　：150万円
イ　家財の３分の１以上の損害　：250万円
ウ　住居の半壊　：270万円（350万円）
エ　住居の全壊　：350万円
・世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合
ア　家財の３分の１以上の損害　：150万円
イ　住居の半壊　：170万円（250万円）
ウ　住居の全壊（エの場合を除く）：250万円（350万円）
エ　住居全体の滅失又は流失　：350万円
３　貸付利率：年３％（据置期間中は無利子）
４　据置期間：３年以内（特別の場合５年）
５　償還機関：10年以内（据置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>１　以下のいずれかの被害が受けた世帯の世帯主が対象とする。
ア　世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１ヶ月以上
イ　家財の1/3以上の損害
ウ　住居の半壊又は全壊・流失
２　所得制限
<table>
<tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr>
<tr><td>１人</td><td>２２０万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>４３０万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>６２０万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>７３０万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>1人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。
ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とする。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>民生部福祉課　（保健福祉センター　54-3811）
忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）</td></tr>
</table>

4 災害見舞金

支給の種類	交付金
支援の内容	1　町民が災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し、幕別町災害見舞金交付要綱に基づき、災害見舞金を交付する。 2　この災害見舞金は、次の区分により交付する。 ア　全焼・全壊・流失、埋没　　：100,000円 イ　半焼・半壊・半流失・半埋没：　50,000円 ウ　床上浸水　　：　30,000円 ※　被災住宅の基準は、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等は含まないものとする。また、貸家は居住している者の住宅とみなす。
活用できる方	専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅で災害により被害を受けた世帯（同一住宅であっても生活実態を異にする場合は、それぞれの世帯とする。また、寮や寄宿舎等は全体をもって一世帯とする）。
問い合わせ先	民生部福祉課　　（保健福祉センター　　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

5 福祉資金　災害経費（生活福祉資金制度）

支給の種類	融資
支援の内容	1　災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を貸付。 2　住宅の補修、家財の購入に活用できる。 3　貸付限度額などは次のとおりとする。

貸付限度額	150万円
貸付利率	連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　年1.5%（据置期間中は無利子）
据置期間	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内
償還期間	7年以内

活用できる方	1　低所得世帯、生活保護世帯、高齢者世帯が対象です。 2　災害弔慰金の支給等に関する災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。
問い合わせ先	民生部福祉課　　（保健福祉センター　　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

６ 福祉資金 緊急小口資金（生活福祉資金制度）

<table>
<tr><td>支給の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>１　生活福祉資金は、金融機関等から借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることを目的に必要な経費を貸付。
２　生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があり、貸付限度額等は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>据 置 期 間</td><td>2ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>償 還 期 間</td><td>8ヶ月以内</td></tr>
</table>
３　このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>１　低所得世帯、障害者世帯
２　日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>幕別町社会福祉協議会（保健福祉センター内　　55-3800）
幕別町社会福祉協議会（ふれあいセンター福寿内 8-2070）</td></tr>
</table>

７ 母子寡婦福祉資金

<table>
<tr><td>支給の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>１　母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付。
２　災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の措置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を行う。
３　事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置措置を延長できます。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>１　母子福祉資金（次のいずれかに該当するもの）
ア　母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの）
イ　母子福祉団体（法人）
ウ　父母のいない児童（20歳以上）
２寡婦福祉資金（次のいずれかに該当するもの）
ア　寡婦（かつて母子家庭の母であったもの）
イ　40歳以上の配偶者のいない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>民生部福祉課　　（保健福祉センター　　54-3811）
忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）</td></tr>
</table>

8 教科書の無償給与

支給の種類	現物支給
支援の内容	1　災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
活用できる方	1　住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒。
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課　(54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課　(8-2201)

9 小・中学生の就学援助措置

支給の種類	給付
支援の内容	1　災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助。
活用できる方	1　要保護世帯、準要保護世帯
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課　(54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課　(8-2201)

10 高等学校授業料減免措置

支給の種類	減免・猶予
支援の内容	1　災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	1　地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課　(54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課　(8-2201)

11 児童扶養手当等の特別措置

支給の種類	給付
支援の内容	1　被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置をおこなう。
活用できる方	1　低所得世帯、障害者・児童のいる世帯
問い合わせ先	民生部福祉課　(保健福祉センター　54-3811) 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

12 地方税の特別措置

支給の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1　地方税の減免 2　徴収の猶予 3　期限の延長
活用できる方	1　災害によりその財産等に被害を受けた者で、一定の要件を満たす者。詳細については、町の税務課に相談・問い合わせすること。
問い合わせ先	総務部税務課（54-6603又は54-6604）

13 葬祭費の援助

支給の種類	現物支給
支援の内容	1　遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって埋葬をおこなう。
活用できる方	1　遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の者。また、死亡した者の遺族がいない場合。
問い合わせ先	民生部福祉課　　（保健福祉センター　　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

14 国民健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

支給の種類	減免、猶予
支援の内容	1　国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じる。 国民健康保険料の納期期限の延長及び一部負担金の減免 ／ 国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費の一部負担の減免等の措置が講じる。 健康保険料等の納期限の延長 ／ 事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される。 介護保険料の納期限の延長及び減免 ／ 介護保険料の納期の延長や利用者負担額の減免措置が講じられる。
活用できる方	担当窓口で確認必要。
問い合わせ先	民生部町民課（54-6602） 民生部保健課（54-3811）他

15 公共料金･使用料等の特別措置

支給の種類	減免
支援の内容	1　災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除が実施することがある。 2　電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減、免除が実施されることがある。
活用できる方	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定める。
問い合わせ先	市町村、関係事業者

16 生活保護

支給の種類	給付
支援の内容	1　生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。 2　生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。 3　生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されていて、医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付を原則とする。 4　扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。 ※扶助の基準は、世帯の構成などにより様々なため、個々に問い合わせが必要。
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
問い合わせ先	民生部福祉課　（保健福祉センター　54-3811） 忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿　8-2910）

資料4－2 応急金融の大要

1 生活福祉資金

（平成25年度）

資金の種類		内　容	貸付限度	据置期間	償還期間	利　子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯） 月額150,000円以内 （複数世帯） 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	20年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的使途は別表参照）	5,800,000円以内（ただし、使途目的に応じて別表を参照）	6ヵ月以内（分割による公布の場合は、最終貸付日から6月以内）	20年以内（ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	8ヵ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	15年以内（貸付額に期間の上限有り）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月額35,000円以内 （高等専門学校） 月額60,000円以内 （短期大学） 月額60,000円以内 （大学） 月額65,000円以内			
不動産型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内 （土地評価額が1000万円以上）	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%又はプライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 福祉事務所が設定 （生活扶助額の1.5倍以内）	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	

※　総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定に関わらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

（福祉資金福祉費別表）

使 途 目 的	呼 称	貸付限度額目安	償還期間	利 子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 6ヵ月以内 1,300,000 円 1年以内 2,200,000 円 2年以内 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円	8 年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000 円	7 年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000 円	10 年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内	

2 母子・寡婦福祉資金

種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		1 年	7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円		6 ヵ月	7 年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等過程) 短大、専修大学(専門過程) 大学	公立(自宅) 18,000 円 公立(自宅外) 23,000 円 私立(自宅) 30,000 円 私立(自宅外) 35,000 円 公立(自宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 52,000 円 私立(自宅外)59,000 円 公立(自宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 53,000 円 私立(自宅外) 63,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 ヵ月	20 年以内(専修学校(一般課程は5年以内))	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例:洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 50,000 円 (特1回 450,000 円)	知識、技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識、技能習得後 6 ヵ月	10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 円 (特1回 450,000 円) (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 3 年を超えない範囲内	知識、技能習得後 6 ヵ月	6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 円 (特別 320,000 円)		1 ヵ月	10 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が 1 年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	310,000 円 (特1回 450,000 円) 介護 500,000 円		6 ヵ月	5 年以内	無利子

種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000円 (技能) 140,000円	技能習得資金貸付期間中 3年以内	知識、技能習得(医療)後 6ヵ月	10年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中 1年以内	貸付期間満了後 6ヵ月	7年以内	年3%
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後 2年以内又は離職した日の翌日から 1年以内		生活安定8年以内 失業 5年以内	
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000円 補修、保全等 1,500,000円		6ヵ月	7年以内(保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヵ月	3年以内	年3%
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000円		6ヵ月	5年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 高校等 公立(自宅)175,000円 公立(自宅外)185,000円 私立(自宅)410,000円 私立(自宅外)420,000円 大学・短大等 公立(自宅)370,000円 公立(自宅外)380,000円 私立(自宅)580,000円 私立(自宅外)590,000円		6ヵ月	20年以内(専修学校(一般課程)は5年以内))	無利子
特別児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を不要する期間中 5年を超えない範囲	6ヵ月	10年以内	無利子

3 災害援護資金貸付金

（1）実施主体　町（幕別町災害弔慰金の支給に関する条例）

（2）対象災害　自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。

（3）貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸　付　限　度	利　率	据置期間	償還期間	償還方法
①　世帯主の１ヵ月以上の負傷・・・・・1,500,000円 ②　家財等の損害 ア　家財の３分の１以上の損害・・・・1,500,000円 イ　住宅の半壊・・・・・・・・・・・・1,700,000円 ウ　住宅の全壊(エの場合を除く)・・・2,500,000円 エ　住宅全体の滅失又は流失・・・・・3,500,000円 ③　①と②が重複した場合 ア　①と②のアが重複した場合・・・・2,500,000円 イ　①と②のイが重複した場合・・・・2,700,000円 ウ　①と②のウが重複した場合・・・・3,500,000円 ④　次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア　②のイの場合・・・・・・・・・・・2,500,000円 イ　②のウの場合・・・・・・・・・・・3,500,000円 ウ　③のイの場合・・・・・・・・・・・3,500,000円	年3% (据置期間は無利子)	3年 (特別の事情がある場合は5年)	10年 (据置期間を含む)	半年賦 年　賦

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉貸付金貸付制度要綱	国1/2補助　道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 （昭和39年法律第129号）	国2/3貸付　道1/3貸付 償還について6月なし1年間の据置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害慶弔金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国2/3　都道府県、指定都市1/3

4 災害復興住宅資金

（1）融資対象者

次のアからエの全てにあてはまる者

ア　自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

イ　自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方

ウ　年収に占める借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）次の基準を満たしている方

年　収	４００万円未満	４００万円以上
総返済負担率	３０％以下	３５％以下

エ　日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

（2）融資条件

区　分		建　設	新築購入	リユース(中古)購入	補　修
融資対象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上) 175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は40㎡以上) 175㎡以下	
	敷地面積		100㎡以上 (一戸建ての場合)	1建築物当たり100㎡ (一戸建ての場合)	
	築年数		申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工予定の住宅		
融資限度額	耐火準耐火木造（高耐久、補修を除く）	建設資金　1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金　380万円	購入資金　2,430万円 うち土地取得資金970万円	購入資金　2,130万円 うち土地取得資金970万円 (ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ) (購入資金2,430万円) (うち土地取得資金970万円)	補修資金640万円 移転資金380万円 整地資金380万円 ※木造は下段
	木造 (一般)	建設資金　1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金　380万円	購入資金　2,370万円 うち土地取得資金970万円	購入資金　1,920万円 うち土地取得資金970万円	補修資金590万円 移転資金380万円 整地資金380万円
返済期間	耐火準耐火木造（高耐久）	35年以内	35年以内	ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ 35年以内 ﾘﾕｰｽ住宅・ﾏﾝｼｮﾝ 25年以内	20年以内
	木造(一般)	25年以内	25年以内		
	据置期間	3年以内			1年以内（返済期間に含む）
貸付金利		年1.55%　(平成25年1月24日現在　最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日(市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」)から2年間			

取扱機関等	関係法令等	備　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター (被災者用専用ダイヤル　0120-086-353又は048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年7月6日法律第82号)	

5 農林漁業セーフティネット資金

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
資 金 使 途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常をもってしても避けられない物的損害も含む。）
貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が 200 万円（法人 1,000 万円） 以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門につい て当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則 5 年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
貸付限度額	600 万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 12 分の 3 に相当する額又は粗収益の 12 分の 3 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
償 還 期 間	10 年以内（うち据置 3 年以内）
貸 付 利 率	年 0.40～0.85％（H25.1.24 現在）

取扱機関	関係法令等	備　　考
市町村 ㈱日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
㈱日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法 （平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）	

6 天災融資法による融資

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	○被害農業者 ○被害林業者 ○被害漁業者 ○被害組合 （以下「農業漁業者」という）
融 資 額	農業漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円) 漁具購入 50,000,000円
償 還 期 間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)
貸 付 利 率	○農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 ○損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害農業者 年3.0%以内

※ 実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。

7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
貸付限度額	1施設当たり300万円（特認600万円）又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
貸 付 期 間	15年(うち据置3年)以内 ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内
貸 付 利 率	年0.50～1.00%（H26.1.23現在）

8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	被災した漁船の復旧、被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
貸付限度額	漁船1,000万円 その他施設300万円 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
貸 付 期 間	15年(うち据置3年)以内
貸 付 利 率	年0.50～1.00%（H26.1.23現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年8月5日法律第136号)	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者（被害農林漁業者等） ・被害農業者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 ㈱日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号)	主務大臣指定災害復旧資金

9 林業基盤整備資金（造林資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額、ただし計画森林にあっては、90%相当額
償 還 期 間	35 年以内(20 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	年 0.50～1.00%(H26.1.23 現在)

10 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
償 還 期 間	15 年以内(5 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	年 0.50～1.00%(H26.1.23 現在)

11 林業基盤整備資金（林道資金）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
償 還 期 間	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	年 0.50～1.00%(H26.1.23 現在)

12 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額
償 還 期 間	15 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	年 0.50～1.00%(H26.1.23 現在)

13 農林漁業施設資金（共同利用施設資金）（災害復旧）

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
償 還 期 間	20 年以内(3 年以内の据置期間含む)
貸 付 利 率	年 0.50～1.00%(H26.1.23 現在)

9～13 の融資取り扱い金融機関

取扱機関	関係法令等	備　考
㈱日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法 (平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号)	

14 備荒資金直接融資資金

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、ただし 2 千万円未満は 2 千万円まで、災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
償 還 期 間	6 ヵ月
融 資 利 率	年 3%

取扱機関	関係法令等	備　考
㈱日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法 (平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号)	
北洋銀行、北海道銀行、三菱東京 UFJ 銀行、全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍(その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円)以内とする。ただし特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」

内容 ・ 資格 ・ 条件等		
目　　的	災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
融資対象	①災害の影響により中小企業信用保険法第２条第４項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ②地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000 万円	5,000 万円
融資期間	10 年以内(据置２年以内)	7 年以内(据置２年以内)
融資利率	（固定金利）　　（変動金利） ５年以内　年1.3%　　年1.3%（融資期間が３年超の場合選択可） 10 年以内　年1.5%　　※ 年2回金利変動	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関	関係法令等	備　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

16 勤労者福祉資金

区　分	中小企業に働く者	季節労働者	離　職　者
融資対象者	・中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） ・前年の総所得が600 万円以下の方 ・前年の総収入が150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）	・2 年間で通算12 ヵ月以上勤務している季節労働者の方 ・前年の総所得が600 万円以下の方 前年の総収入が150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録をしている方
融資金額	中小企業に働く者・季節労働者　120 万円以内 離職者　100 万円以内		
融資期間	8 年以内（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5 年以内（6 ヵ月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%	年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関	関係法令等	備　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

<table>
<tr><th colspan="2">内容 ・ 資格 ・ 条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>（1）対象となる自然災害
①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
（2）支給対象世帯
①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支 給 条 件</td><td>（1）支給金額
下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">合　計</th></tr>
<tr><th></th><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（2人以上）世帯</td><td>300万円</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr>
<tr><td>単 数（1 人）世 帯</td><td>225万円</td><td>75万円</td><td>150万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、さらに①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
（注）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2
（2）支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500万円の世帯</td><td>300万円</td><td>225万円</td></tr>
<tr><td>500万円＜（年収）≦700万円
かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td><td rowspan="2">150万円</td><td rowspan="2">112.5万円</td></tr>
<tr><td>700万円＜（年収）≦800万円
かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

資料4－3 幕別町災害見舞金交付要綱

○幕別町災害見舞金交付要綱

（昭和63年11月１日　要綱基準等第８号）

改正

平成14年10月１日　要綱基準等第21号

平成18年１月16日　要綱基準等第57号

（目的）

第１条　この要綱は、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等により被災したとき、その被害者に生活の意欲と安定を図るため、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において「見舞金」とは、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震又はその他の災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し交付する。

（交付対象）

第３条　この見舞金は、前条に掲げる災害により被害を受けた世帯に対し交付する。

〈交付額〉

第４条　この見舞金は、次の区分により交付する。

被害の程度	見舞金の額
全焼、全壊、流失、埋没	100,000円
半焼、半壊、半流失、半埋没	50,000円
床上浸水	30,000円

２　被害住宅の基準、並びに対象世帯の基準は次の定めるところによる。

(1)　被害住宅の基準

ア　被害住宅は居住の用に供する建物であり、現に居住し、生計を営んでいたものであって、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等については含まないものとする。

イ　貸家は居住している者の住宅とみなす。

(2)　対象世帯の基準

世帯とは、同一住宅において現に生計を一つにしている実際の生計単位であり、従って同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とし、寮、寄宿舎等は全体をもって一世帯とする。

（被害状況調査及び報告）

第５条　災害が発生し、その事実が確認された場合は、被害状況等を調査のうえ、町長に別記被害状況報告書を提出するものとする。

（災害の認定及び交付の決定）

第６条　被害状況報告書に基づき、被害の程度に応じ、すみやかに認定し見舞金の額を決定するものとする。

２　被害の程度の認定にあたり必要に応じ、消防署長のほか、関係機関の意見を聞き認定するものとする。

３　見舞金は資金前渡の方法によるものとし、すみやかに交付するものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年11月１日から適用する。

附　則（平成14年10月１日要綱基準等第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年１月16日要綱基準等第57号）

この要綱は、平成18年２月６日から施行する。

様式◇

別記　被害状況報告書

別記

被　害　状　況　報　告　書

このたびの災害について調査の結果、次のとおり報告いたします。

記

災害発生年月日	被災世帯主氏名	世帯の種類	住所	被害の種別	被害の程度

年　月　日

職　名

氏　名　　㊞

幕別町長　　様

資料4－4 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

（昭和49年９月28日　条例第26号）

改正

昭和50年６月25日　条例第20号
昭和51年12月20日　条例第55号
昭和53年６月21日　条例第26号
昭和56年９月28日　条例第35号
昭和58年３月18日　条例第８号
昭和62年３月14日　条例第７号
平成３年12月19日　条例第23号
平成17年９月26日　条例第89号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害児見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町民が、令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当りの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生したものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　町は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及

び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ 住居が半壊した場合　270万円

エ 住居が全壊した場合　350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ 住居が半壊した場合　170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）　250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3) 第１号のウ又は、前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、270万円とあるのは350万円と、170万円とあるのは250万円と、250万円とあるのは350万円と読み替えるものとする。

２ 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項（ ）書の場合は、５年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

２ 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３ 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

２ 忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年忠類村条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和50年６月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和51年９月７日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災書により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和53年６月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年９月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和58年３月18日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年３月14日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附　則（平成３年12月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成17年９月26日条例第89号）

この条例は、平成18年２月６日から施行する。

資料4－5 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

（昭和49年９月28日　規則第14号）

改正

昭和62年３月２日　規則第１号

平成18年１月16日　規則第69号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡（行方不明を含む。）の月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は、疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、幕別町の区域外で、障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙第１号様式）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙第２号様式）を、町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込書は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙第３号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙第４号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙第５号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙第６号様式）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第７号様式）を、町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙第８号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は,支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙第９号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙第10号様式）を、町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙第12号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第13号様式）を、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書（別紙第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙第15号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和49年９月28日から施行する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

２　忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年忠類村規則第６号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（昭和62年３月２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第４条及び第５条の規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成18年１月16日規則第69号）

この規則は、平成18年２月６日から施行する。

別記様式◇

第１号様式（規則第５条第２項関係）　診断書
第２号様式（規則第６条関係）　災害援護資金借入申込書
第３号様式（規則第８条第１項関係）　災害援護資金貸付決定通知書
第４号様式（規則第８条第２項関係）　災害援護資金貸付不承認決定通知書
第５号様式（規則第９条関係）　災害援護資金借用書
第６号様式（規則第12条関係）　繰上償還申出書
第７号様式（規則第13条第１項関係）　償還金支払猶予申請書
第８号様式（規則第13条第２項関係）　支払猶予承認通知書
第９号様式（規則第13条第３項関係）　支払猶予不承認通知書
第10号様式（規則第14条第１項関係）　違約金支払免除申請書
第11号様式（規則第14条第２項関係）　違約金支払免除承認通知書
第12号様式（規則第14条第３項関係）　違約金支払免除不承認通知書
第13号様式（規則第15条第１項関係）　災害援護資金償還免除申請書
第14号様式（規則第15条第３項関係）　災害援護資金償還免除承認通知書
第15号様式（規則第15条第４項関係）　災害援護資金償還免除不承認通知書
第16号様式（規則第17条関係）　氏名等変更届